官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**二一）　一
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二二）　二
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二三）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**二二八）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一二一八）　三
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**一二一九）　三
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一二二〇）　三
〔その他告示〕
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**八一七）　四
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一八〇）　四
○道路に関する件（**九州地方整備局**九九）　四
〔人事異動〕
内閣　四
〔叙位・叙勲〕　四
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八一）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同八二～八五）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第二十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分一厘五毛
五年を超え六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え十年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分五毛
六年を超え八年以下	年一分一厘五毛
八年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分三厘五毛

十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分六厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分九厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分一厘五毛
五年を超え六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分六厘五毛

十一年を超え十二年以下	年一分四厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分六厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分七厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分八厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分九厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分五毛
六年を超え八年以下	年一分一厘五毛
八年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分三厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分四厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五厘五毛

十三年を超え十四年以下	年一分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分九厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分

十三年を超え十五年以下	年一分六厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分七厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分八厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分九厘

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第２ １～2044　（略） 2045　うつ病治療補助プログラム	**別表第２** １～2044　（略） （新設）

○農林水産省告示第千二百十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分以内となる資金にあっては、年三分二厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあっては、年三分一厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千二百十九号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。		（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分	二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分九厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分	四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分九厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分九厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分九厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千二百二十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○国土交通省告示第八百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年八月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道56号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　愛媛県南宇和郡愛南町柏地内

愛媛県宇和島市津島町上畑地及び下畑地地内

2　使用の部分　愛媛県南宇和郡愛南町柏地内

愛媛県宇和島市津島町上畑地及び下畑地地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道56号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県南宇和郡愛南町柏地内の内海インターチェンジ（仮称）から宇和島市津島町岩松地内の津島岩松インターチェンジまでの延長11.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道56号改築工事（津島道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知県高知市を起点とし、愛媛県松山市に至る延長約352kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する愛媛県南宇和郡愛南町及び宇和島市（以下「愛媛県西南地域」という。）は、まだい、ぶり等の養殖が盛んな地域であり、これらの水産物は、本路線等を利用して愛媛県内外へ出荷されている。また、本路線は、愛媛県の県庁所在地である松山市等に向かう物流等による通過交通に広く利用されるとともに、本路線の沿線には、店舗、事業所、住居等が存しており、地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等による地域内交通にも利用されていることから、愛媛県西南地域の物流及び地域住民の日常生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する最小曲線半径、最急縦断勾配等を満たさない区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しているほか、台風等による越波等の自然災害の発生時には通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである一般国道56号宇和島道路、高速自動車国道四国横断自動車道等と連絡することで、愛媛県西南地域と愛媛県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害の発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和５年３月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動、水質等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については、環境基準等を満足するとされているほか、建設機械の稼働にかかる騒音については、法令により定められた基準（以下単に「基準」という。）を超える値が見られるものの、防音シートの設置により基準を満足するとされており、水質については、工事の実施により濁水が河川に流入する可能性があるものの、濁水処理施設の設置等の実施により影響が低減するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、ツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマダラコガシラミズムシ等、準絶滅危惧として掲載されているハチクマ、アカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナギラン等、準絶滅危惧として掲載されているマツバラン、ウスキムヨウラン等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ニホンウナギ、アカハライモリ等については、工事の実施に伴い発生する濁水が生息環境へ流入するおそれがあることから、濁水処理施設の設置等を実施することとしている。ハチクマについては、工事の実施に伴い発生する騒音等により繁殖活動等が阻害されるおそれがあることから、低騒音・低振動型建設機械の採用及び繁殖期間におけるモニタリング調査を実施することとしている。マダラコガシラミズムシ等については、道路照明の設置に伴い個体が誘引されるなどの間接的な影響が生じるおそれがあることから、光の漏れの少ないルーバー付照明器具の設置等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、景観については、一部の眺望景観に影響があるものの、のり面等の緑化等の実施により影響が低減するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が４か所存在するが、このうち３か所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る１か所についても愛媛県教育委員会と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。

内海インターチェンジ（仮称）から津島南インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である山側ルート案及び海側ルート案の２案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数が少ないこと、トンネル等の総延長が短く、施工性に優れていること、事業費が低く抑えられていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

津島南インターチェンジ（仮称）から津島岩松インターチェンジまでの区間においては、コントロールポイント及び津波災害警戒区域を考慮したルートとなっており、申請案より明らかに合理的かつ適正な代替案は認められず、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、愛媛県西南地域と愛媛県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は、線形不良区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しているほか、台風等による越波等の自然災害の発生時には通行止めが行われており、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、愛南町長を会長とする国道56号一本松・宇和島間整備促進協議会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県南宇和郡愛南町役場及び宇和島市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

愛媛県南宇和郡愛南町柏地内及び宇和島市津島町下畑地地内

○関東地方整備局告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　峡東都市計画道路事業三・四・一号塩山駅下於曽線及び三・五・六号上塩後下赤尾線

三　事業施行期間　自令和七年八月十九日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲州市塩山上於曽字浄土寺、字簇板及び字神ノ木並びに塩山下於曽字元簇板、字簇板、字受地、字林際及び字若宮地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
鹿児島市喜入中名町五六番一から同市喜入瀬々串町六二六八番一まで	前	七・九三～七一・五七メートル
	後	二一・二七～一一五・三六キロメートル 二・二四六 二・二四六

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

人事異動

内閣

（関税局長）財務事務官　寺岡　光博

関税協力理事会日本政府代表を命ずる

（関税局長）財務事務官　寺岡　光博

関税協力理事会日本政府代表代理を命ずる

（大臣官房審議官）同　**廣**光　俊昭

関税協力理事会日本政府代表代理を命ずる

（横浜税関長）同　内野洋次郎

関税協力理事会日本政府代表代理を免ずる

伊東　大地

簡易裁判所判事兼判事補に任命する（以上八月十五日）

（外務省大臣官房）外務事務官　山﨑　文夫

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（八月十五日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）

下野　正代　谷口　和夫

林　輝昭　福永　嘉啓

従五位に叙する（各通）

桐山　渉　坂本　浩

宮本千代子　森　卓久

正六位に叙する（各通）

旦尾　宏　伊藤　興治

木村予志規　小坂　英二

清水　純夫　下瀬　寛

永友　康久　林　達夫

星　忠男　山地　義夫

従六位に叙する（各通）

小野　誠

後藤　賢一

田之脇敏彦

藤井　文雄

吉江　淳

中村　光治

従七位に叙する（以上七月十日）

根津　午郎

右川　亮平

従三位に叙する

坂本　正博

従四位に叙する

白川　尚弘　田中謙一郎

正五位に叙する（各通）

甚目　進　川野　惟精

従五位に叙する（各通）

三井　豊丸　石津榮八郎

小澤　友三

北山　成治　小室　二郎

正六位に叙する（各通）

小澤　仁　廣瀬　利勝

淺沼　祥七　井手口輝明

佐藤　幸治　塚原　稔

中島　信一　中根　英夫

奥　保彦

豊城　清人

渡部　靖

従六位に叙する（各通）

渡邉　良治

青山　勝　上野　眞弓

鈴木　重利　藤木　壽

正七位に叙する（各通）

佐藤　正　金丸　義雄

従七位に叙する（各通）（以上七月十一日）

高島　信之　赤谷　信之

従四位に叙する（各通）

宮崎　茂　橋本　利男

従五位に叙する（各通）

畠山　忠男　岩木　正劇

久保　貞一　平野　則行

藤田　純弘　目黒　光幸

正六位に叙する（各通）

土居　純一　井上　正夫

石川　久義　上平　宏

後藤史名子　高橋三千雄

中井川昭夫　福田　源夫

藤原　信司　米原　剛

従六位に叙する（各通）

岩下　一巳　高橋　司郎

林　武典　山下　明

正七位に叙する

永崎　昌敏　松本　雅夫

従七位に叙する（各通）（以上七月十二日）

澤田　守男　吉井　溥

（横浜市立大学名誉教授）

従四位に叙する

越智　章光　佐藤　忠彦

従五位に叙する（各通）

向井　俊夫　小山内　克

鈴木良太郎　小野小次郎

筒井　昭　弓削　淳昌

正六位に叙する（各通）

富川　晴男　小林　裕　田村　寛

平田　信治　廣渡　通

水井　一雄　水野　俊範

米田　好一　和田　久

従六位に叙する（各通）

三枝　良三　西田　盛太

一瀬　輝興　亀井　正則

野口　幸次　森　清秀

正七位に叙する（各通）

松本　純一　内藤　勝昭

吉岡美都穂　谷藤　好美

浦辺　文昭　大竹　康夫

従七位に叙する（各通）（以上七月十三日）

山出　保　阿部　徹

正五位に叙する

鈴木　孝志　石塚　正行

従六位に叙する（各通）

小松　作榮　大内　健价

正七位に叙する（以上七月十四日）

辻　公雄　高橋　義一

従五位に叙する（各通）

大山貞治郎　鈴木　信雄

正六位に叙する

飛田　省三　泉名　弘文

従六位に叙する（各通）（以上七月十五日）

米田　実　松中　進

従四位に叙する

加藤　善典　中川　大成

正六位に叙する

篠原　紘一　保坂喜久雄

正七位に叙する（以上七月十六日）

浅岡　幸信　羽柴　良信

従六位に叙する

従七位に叙する（七月十七日）

従六位に叙する

従七位に叙する（以上七月十八日）

正七位に叙する（七月十九日）

○**叙勲**

旭日双光章を授ける
土居　純一

旭日単光章を授ける（以上七月十二日）
廣田　忠男

旭日小綬章を授ける（七月十三日）
向井　俊夫

旭日単光章を授ける（各通）（七月十五日）
住岡　淳一
中藪孫二良
矢島　昌彦

旭日単光章を授ける（七月十六日）
浅野　正之

瑞宝小綬章を授ける
小野　誠
清水　純夫
林　達夫
宮本千代子
下野　正代

瑞宝双光章を授ける（各通）
後藤　賢一
中村　光治
福永　嘉啓
森　卓久
坂本　浩
永友　康久
星　忠男

瑞宝単光章を授ける（以上七月十日）
松尾　久男
白川　尚弘

瑞宝小綬章を授ける
石津榮八郎
塚原　稔
三井　豊丸
北山　成治
豊城　清人
渡部　靖
小室　二郎
藤木　壽

瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　攻
岩木　正劇
林　武典
平野　則行
目黒　光幸
山下　明
金丸　義雄
上平　宏
高橋　司郎
福田　源夫
米原　剛
鈴木　重利

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十一日）
澤田　守男
藤原　信司
本間栄太郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十二日）
浦辺　文昭
亀井　正則
平田　信治
小山内　克
鈴木良太郎
和田　久
小野小次郎
内藤　勝昭

瑞宝双光章を授ける（各通）
野村　正義
阿部　徹
石塚　正行
松本　純一
鈴木　孝志
谷藤　好美

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十三日）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

瑞宝双光章を授ける
小松　作榮

瑞宝単光章を授ける（以上七月十四日）
小野寺　昇

瑞宝双光章を授ける（七月十五日）
加藤　善典

瑞宝双光章を授ける（七月十六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十五日午前十一時二十八分御出門、全国戦没者追悼式に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、午後零時四十一分還幸啓になった。

御弔電

天皇陛下は、本邦駐箚モルディブ特命全権大使ハサン・ソービル逝去につき、八月十四日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、ガボンの独立記念日につき、八月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、インドネシアの独立記念日につき、八月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和６年（ヒ）第３号
埼玉県羽生市大字上新郷1471番地
清算株式会社　株式会社竹内商事
代表清算人　植村　俊永
１　決定年月日　令和７年８月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第１００２号
横浜市中区港町２丁目９番地
清算株式会社　マイクロ・ダイヤモンド株式会社
１　決定年月日　令和７年７月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１号
兵庫県姫路市呉服町70番地
清算株式会社　株式会社ＣＳ管理会社
１　決定年月日　令和７年７月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

監督命令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月三十日
　掲載頁　一二三頁（号外第一七四号）
　令和七年八月十九日
　東京都港区虎ノ門一丁目一三番三号
　（甲）株式会社旅行綜研
　代表取締役　石井　光彦
　東京都港区虎ノ門一丁目一三番三号
（乙）株式会社旅行綜研東日本
　代表取締役　石井　光彦
　大阪市中央区瓦町四丁目五番九号
（丙）株式会社旅行綜研西日本
　代表取締役　石井　光彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/3660748２.html
（乙）計算書類の公告義務はありません。
　令和七年八月十九日
　東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ－ＢＬＤ．六Ｆ
（甲）株式会社カッパ・メディカル
　代表取締役　浅尾　啓子
　東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号エクラート渋谷五Ｆ
（乙）ウェルモ合同会社
　代表社員　株式会社カッパ・メディカル
　職務執行者　浅尾　啓子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月三十日
　掲載頁　二四一頁（号外第一四八号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月三十日
　掲載頁　一五〇頁（号外第一四八号）

なお、乙の公告に係る訂正公告を令和七年七月三十日付官報三十二頁（第一五一七号）に掲載しております。

　令和七年八月十九日
　東京都江東区越中島三丁目六番一五号
　（甲）東京福山通運株式会社
　代表取締役　渡邉　一雄
　東京都江東区越中島三丁目六番一五号
（乙）東京南福山通運株式会社
　代表取締役　渡邉　一雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年一月三十一日
　掲載頁　三十七頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年一月三十一日
　掲載頁　三十七頁
　令和七年八月十九日
　東京都港区港南二丁目一五番三号
　（甲）ＨＩＴＯＷＡホールディングス株
　式会社　代表取締役　須原　清貴
　東京都港区港南二丁目一五番三号
（乙）ＨＩＴＯＷＡフードサービス株式
　会社　代表取締役　嘉村　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年一月三十一日
掲載頁　三十七頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年一月三十一日
掲載頁　三十七頁
令和七年八月十九日
東京都港区港南二丁目一五番三号
（甲）ＨＩＴＯＷＡホールディングス株式会社　代表取締役　須原　清貴
東京都港区港南二丁目一五番三号
（乙）ＨＩＴＯＷＡライフパートナー株式会社　代表取締役　宮崎　洋平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日
石川県金沢市大河端西一丁目八三番地
（甲）アップグレード合同会社　代表社員　島田　幸治
石川県金沢市大河端西一丁目八三番地
（乙）ネクストステージ合同会社　代表社員　島田　幸治
石川県金沢市大河端西一丁目八三番地
（丙）グローライズ合同会社　代表社員　島田　幸治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日
石川県金沢市大河端西一丁目八三番地
（甲）アップグレード合同会社　代表社員　島田　幸治
石川県金沢市大河端西一丁目八三番地
（乙）ネクストステージ合同会社　代表社員　島田　幸治
石川県金沢市大河端西一丁目八三番地
（丙）グローライズ合同会社　代表社員　島田　幸治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一〇二頁（号外第一三八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　七十三頁（号外第一三八号）
令和七年八月十九日
名古屋市天白区焼山二丁目六〇八番地
（甲）和晃株式会社　代表取締役　矢形　佳也
東京都目黒区目黒本町六丁目一六番三号
（乙）松和開発株式会社　代表取締役　矢形　佳也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pharmarise.com/
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年八月十九日
大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目二番七号
（甲）株式会社ヘルシーワーク　代表取締役　市原　直樹
和歌山県新宮市井の沢一一番一三号
（乙）有限会社ひかり調剤薬局　代表取締役　市原　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　六十八頁（号外第一七七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　六十八頁（号外第一七七号）

令和七年八月十九日
鳥取県鳥取市南栄町三四番地
（甲）中央印刷株式会社　代表取締役　松下　顕吾
鳥取県鳥取市南栄町三四番地
（乙）日ノ丸印刷株式会社　代表取締役　松下　顕吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　五十九頁（号外第一五二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　四十七頁（号外第一五二号）
令和七年八月十九日
広島市佐伯区石内南五丁目二番一号
（甲）株式会社ヒロテック　代表取締役　鵜野　徳文
広島県東広島市吉川工業団地八番四号
（乙）株式会社ヒロテックツーリング　代表取締役　信藤　由紀夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年一月十五日
掲載頁　一三九頁（号外第七号）

令和七年八月十九日
福岡市中央区大手門一丁目四番七号
（甲）新日本製薬株式会社　代表取締役　後藤　孝洋
福岡市中央区大手門一丁目四番七号
（乙）株式会社フラット・クラフト　代表取締役　福原　光佳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書に記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　九十一頁（号外第一二九号）
令和七年八月十九日
東京都大田区西蒲田七丁目三七番一〇号
（甲）株式会社ＮＤＥＳ　代表取締役　東　和久
東京都大田区西蒲田七丁目三七番一〇号
（乙）株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・エンジニアリングシステムズ　代表取締役　東　和久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、アラミド事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年八月十九日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）デュポン・スペシャルティ・プロダクツ株式会社　代表取締役　大羽　隆元
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）アロージャパン株式会社　代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、ウォーター事業を含むインダストリアル事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　五頁

令和七年八月十九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）デュポン・パフォーマンス・プロダクツ・ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）フィルムテック・ジャパン・ホールディング株式会社
代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、エレクトロニクス事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　五頁

令和七年八月十九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）デュポン・スペシャルティ・プロダクツ株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）ＥＫＣアドバンスド・エレクトロニクス２ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、ＬＥＤシリコーン及びセミパッケージングシリコーン事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）デュポン・東レ・スペシャルティ・マテリアル株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）Ｄｕｒｏｐｔｉｘマテリアル株式会社
代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、インダストリアル事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）スペシャルティ・プロダクツ・ジャパン合同会社
代表社員　デュポン・サービシズ・カンパニー・ビーヴィ
職務執行者　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）デュポン・ジャパン・ホールディング合同会社
代表社員　デュポン・サービシーズ・カンパニー・ビーヴィ
職務執行者　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、アラミド事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）デュポン・ダクツ・ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）デュポン・ケミカル・ソリューションズ・ジャパン合同会社
代表社員　デュポン・サービシズ・カンパニー・ビーヴィ
職務執行者　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）デュポン・ジャパン・ホールディング合同会社
代表社員　デュポン・サービシーズ・カンパニー・ビーヴィ
職務執行者　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、電気・空調衛生設備に関する事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）デュポン・スペシャルティ・プロダクツ株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）アロージャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電気・空調衛生設備に関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月一日
掲載頁　一二三頁（号外第一七六号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月十九日

愛知県一宮市富士三丁目五番一五号
（甲）村川設備工業株式会社
代表取締役　岡本　久

愛知県一宮市本町二丁目二番二号ＪＥＳ一宮ビル
（乙）日本エコシステム株式会社
代表取締役　松島　穣

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のメディカル事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

吸収分割の効力発生日は令和七年十月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月十九日

京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町六番地
（甲）京セラメディカル株式会社
代表取締役　竹本　英史

京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町六番地
（乙）京セラ株式会社
代表取締役　谷本　秀夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の早来工場、小樽工場及びサガミハム白河工場の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/101.html

（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/370.html

令和七年八月十九日

大阪府大阪市中央区南船場二丁目一二番八号
（甲）エア・ウォーターアグリ＆フーズ株式会社
代表取締役　松本　憲一

大阪府大阪市中央区南船場二丁目一二番八号
（乙）大山春雪さぶーる株式会社
代表取締役　松本　圭智

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大山ハム販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/370.html

（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/101.html

令和七年八月十九日

大阪府大阪市中央区南船場二丁目一二番八号
（甲）大山春雪さぶーる株式会社
代表取締役　松本　圭智

大阪府大阪市中央区南船場二丁目一二番八号
（乙）エア・ウォーターアグリ＆フーズ株式会社
代表取締役　松本　憲一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

札幌市北区北二十二条西九丁目三番一七号

合同会社Ｒｅｉ　コンサルティング

代表社員　竹中由里子

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は筑南総合建設株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

茨城県つくば市上ノ室二〇五三番地二

筑南総合建設協同組合

代表理事　佐藤　敬治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＥＣ　Ａｃｃｅｌとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

栃木県宇都宮市鐺山町五三四番地二五

合同会社エル・クリエイション

代表社員　郡司　博明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ａｍｉとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

東京都港区南青山三丁目一―三六青山丸竹ビル

合同会社ａｍｉ

代表社員　飯田　亜実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

デクスター合同会社

代表社員　山﨑　慧

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

Ｍｅｄｉａｂｏｕｎｄ合同会社

代表社員　纐纈　陽太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ミネルモとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

神奈川県横浜市保土ケ谷区明神台三番一―一〇八

合同会社カケザン

代表社員　懸山　聡

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

神奈川県相模原市中央区相生二―一三―五

合同会社みらいコミュニケーションズ

代表社員　山下　健

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

大阪市都島区中野町三丁目七―二一

合同会社情熱エステート

代表社員　山本　啓太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百八十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　七頁

令和七年八月十九日

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号

ＣＨＥＭＩＰＡＺ株式会社

代表取締役社長執行役員　菅　正道

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千百十四万四千六百九十八円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月十九日

東京都港区南青山一丁目二番六号

フィードフォースグループ株式会社

代表取締役　塚田　耕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/836903/announces

令和七年八月十九日

東京都渋谷区神宮前五丁目五二―二青山オーバルビル九階

株式会社ＹＯＵＴＲＵＳＴ

代表取締役　山口　由夏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百二十万六千九百二十円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月二十四日

掲載頁　三頁

令和七年八月十九日

東京都港区三田三丁目二番八号ＴＨＥＰＯＲＴＡＬＭＩＴＡ五階

株式会社ＲｉｇｈｔＴｏｕｃｈ

代表取締役　野村　修平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少しその全てを資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十九日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

株式会社Ｃｈａｐｔｅｒ―Ｉ

代表取締役　高　瑞賢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億八千百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　九十一頁（号外第一五五号）

令和七年八月十九日

東京都港区赤坂八丁目一番二二号ＮＭＦ青山一丁目ビル四Ｆ

リバーフィールド株式会社

代表取締役　只野耕太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　五頁

令和七年八月十九日

富山市下新西町三番一四号

富山製紙株式会社

代表取締役　寺﨑　敏治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　四頁

令和七年八月十九日

長野県茅野市金沢五五六八番地一

株式会社ミヤサカ工業

代表取締役　上條　勝

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月二日を効力発生日とする賛栄商事株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加しましたので、その増加した資本準備金の額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　五十九頁（号外第一八二号）

令和七年八月十九日

大阪市浪速区難波中一丁目一六番一一―二〇三号

雷株式会社

代表取締役　西川　昌伸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月一日付で予定している第一回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ二百四十二億五千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に当該株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額はいずれも同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月十九日

東京都港区港南二丁目一八番一号

株式会社ゼンショーホールディングス

代表取締役　小川　洋平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円、資本準備金の額を一千五百円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月十三日

掲載頁　九十五頁（号外第二十九号）

令和七年八月十九日

東京都中央区日本橋兜町六番五号

トライヴィスタ・キャピタル株式会社

代表取締役　後藤　正樹

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式一万千七百株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年九月二十日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月十九日

大阪府大阪市福島区福島三―六―二一

株式会社田口産業

代表取締役　田口　雄也

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社柏駅前ビル開発と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月十九日

千葉県柏市柏一丁目一番二〇号

株式会社スカイプラザ柏

代表取締役　小田　桂一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千九万五千六百五円減少し百七十億三千七百四十八万三千二百六十五円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000907t5k4/

令和七年八月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

KRF67特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十八日付官報の号外第八十八号六十七頁に掲載されています。

令和七年八月十九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

JN特定目的会社

取締役　長尾　誠

訂正公告

令和七年七月十一日（号外第一六〇号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、①「㈱ロイヤルトラベルサービス（トラベルサービス）」とあるは「㈱ロイヤルトラベルサービス（ロイヤルトラベルサービス）」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十九日

東京都世田谷区上祖師谷五丁目六番六号

株式会社コンタクトジャパン

代表取締役　藤原　諒子

取消公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年八月十九日

大阪府寝屋川市太秦桜が丘三四番一五号

株式会社回生

代表清算人　飛山　利英